

入札説明書受領書

滋賀労働局総務部

総務課会計第一係 行

担当者：戸高 (Mail: todaka-eri.ml8@mhlw.go.jp)

※ 入札競争資料を受領した場合は、下記に必要事項を記載のうえ、
上記メールアドレス宛で必ず送信してください。
急な仕様の変更等ダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

件名	令和7年度滋賀労働局における官用車のガソリン購入	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子調達システム	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
事業所名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者メールアドレス		
備考 (質問事項)		

令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入に係る入札説明書

●入札説明書

●様式等

- 別紙-1 入札書作成様式
- 別紙-2 委任状作成様式
- 別紙-3 紙入札方式による参加理由書
- 別紙-4 競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について
- 別紙-5-1 一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用）
（兼 競争参加資格等に係る申立書）
- 別紙-5-2 一般競争入札参加申込書（紙入札用）
（兼 競争参加資格等に係る申立書）
- 別紙-6 提出書類（競争参加資格等確認関係書類）について
- 別紙-7 契約書（案）
- 別紙-8 誓約書作成様式
- 別紙-9 保険料納付に係る申立書
- 別紙-10 入札辞退届作成様式
- 別紙-11 入札書封筒記載例
- 別紙-12 直営店又は代行給油できる特約店一覧
- 別紙-13 自己申告書
- 別冊 仕様書

入札説明書

令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

滋賀労働局総務部総務課

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長

塩田 恵次

2 競争に付する事項

- (1) 件名 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 履行期間 別添仕様書による
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官指定の場所

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (2) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域における資格を有しており、「物品の販売」A、B、C、D等級のいずれかに格付けされている者であること。
 - (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
 - ① 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者
 - ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
 - (4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
 - (5) 次の要件を満たす者であること。
 - ① 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。
 - ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険 ウ. 船員保険 エ. 国民年金
 - オ. 労働者災害補償保険 カ. 雇用保険
- ※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

② この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 労働関係法令を遵守している者であること

4 入札にかかるスケジュール等について

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 一般競争入札参加申込書受付開始 令和7年2月7日(金) 9時00分から

※申込時必要提出書類(詳細は別紙-6参照)

- ・一般競争入札参加申込書
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの)
- ・役員等名簿(法人のみ)
- ・保険料納付に係る申立書
- ・自己申告書

・直営店又は代行給油可能特約店等一覧(別紙-12)

※ 電子調達システムにより入札に参加をする者は、上記書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムの手順に応じて提出しなければならない。競争参加資格等確認関係書類を電子データ化の際は、各項目別に一つのファイルを作成するものとする。また、電子調達システムはシステム上、一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

なお、送付する際において、システム上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、**ファイルは一回しか送付できないので留意すること。**

※ 電子調達システムで入札参加する場合であつて、特段の事情により上記書類を電子データ化することができない場合については同書類を紙によって提出することを認めるが、その場合であつても、別紙-4の「競争参加資格等確認関係書類の紙による提出について」は、MS-WORD又は一太郎で作成の上、電子調達システムにより提出すること。なお、本処理を行わない場合、同システムによる入札ができなくなるので留意すること。

② 一般競争入札参加申込書受付締切 令和7年2月27日(木) 17時00分まで

③ 入札書受付開始 令和7年2月7日(金) 9時00分から

④ 入札書受付締切 令和7年2月27日(木) 17時00分まで

※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもつて行うこと。

※入札に際しては入札金額の内訳書(別紙1-2)を必ず添付すること。

⑤ 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

(2) 紙による入札を行う場合

① 一般競争入札参加申込書受付開始 令和7年2月7日(金) 9時00分から

※持参又は郵送での受付とする。入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、時間の余裕をもつて提出すること。

※申込時必要提出書類(詳細は別紙-6参照)

- ・一般競争入札参加申込書
- ・紙入札方式による参加理由書
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を誓約したもの)
- ・役員等名簿(法人のみ)
- ・保険料納付に係る申立書
- ・自己申告書

・直営店又は代行給油可能特約店等一覧(別紙-12)

- ② 一般競争入札参加申請書受付締切 令和7年2月27日(木) 17時00分まで
- ③ 入札書受付開始 令和7年2月7日(金) 9時00分から
- ④ 入札書受付締切 令和7年2月27日(木) 17時00分まで

※入札に際しては入札金額の内訳書(別紙1-2)を必ず添付すること。

- ⑤ 代理人による入札
代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であること
の表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別紙-2様式による代理委任状を
提出しなければならない。(委任状の日付は提出日とする)
- ⑥ 入札書提出方法
- ※ 入札書は別紙-1の様式にて作成して封緘し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商
号)、宛名(支出負担行為担当官滋賀労働局総務部長殿)及び「令和〇〇年〇〇月〇〇日開札[〇〇〇
〇]の入札書在中」と記載すること。(記載例:別紙-11参照)
- ※ 持参又は郵送での受付とする。ただし郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限るものとす
る。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、余裕をもって郵送すること。未着の場合、その責任
は参加者に属するものとする。
なお、電話、電信等上記以外による提出は認めない。
- ※ 紙による入札で、開札に立ち会わない場合は、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に加え、
第2回目、第3回目の入札書を前もって提出することができる。この場合、各回の入札書は別々の封筒に入
れ、何回目の入札書であるかどうかを必ず明記すること。

(3) 開札

- ① 開札の日時及び場所
令和7年2月28日(金) 10時00分
滋賀労働総合庁舎 4階 共用会議室
- ② 電子調達システムによる入札の場合
立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくこと。
- ③ 紙による入札の場合
紙による入札書を提出した場合、開札に入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない当局の職員
を立ち会わせて開札を実施するが、入札者又は代理人は、電話等の連絡が取れる環境で待機しなけれ
ばならない。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、ただちに再度入札を行う。
なお、再度入札は2回を限度とする。
また、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。
なお、開札の際に、第2回目以降の入札書を提出していない又は電子調達システムの端末の前で待機しな
かった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- (5) 一般競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先
〒520-0806 大津市打出浜14-15
滋賀労働局総務部総務課会計第一係
担当者：戸高 電話 077-522-6647

5 入札及び開札に関する注意事項

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- ① 一般競争入札参加申込書が指定した日時までに提出がない場合。
 - ② 入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を兼ねた場合。
 - ③ 入札書の金額を訂正した場合。
 - ④ 入札書に記名がされていないもの。
 - ⑤ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの。
 - ⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの。
 - ⑦ 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定する者が入札した場合。
 - ⑧ 入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
 - ⑨ 担当官が入札不完全と認めた場合。
 - ⑩ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した場合。
 - ⑪ 誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、日付については提出日を記入すること(開札日ではない)。
- (3) 入札金額について
- ① 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もること。
 - ② **入札金額の内訳書(別紙1-2)を必ず添付すること。**
内訳書の内訳の合計は、入札金額と合致させること。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書には記載すること。
- (4) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受け付けないこと。
- (5) 入札参加者は、入札参加申込書等を提出した後でも、入札執行(開札)の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、別紙-10入札辞退届を電子調達システム、持参又は郵便により提出すること。
なお、入札を辞退しても、これを理由として以後の調達で不利益な取り扱いを受けることはない。
- (6) 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (7) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表するので留意すること。
また、契約締結状況(入札件名、契約業者名及び契約金額等)を滋賀労働局ホームページに公表する。
- (8) 担当者等から提出される契約関係書類(入札書等)については、事業者としての決定であり、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。了承のこと。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 落札者

- (1) 一般競争入札(最低価格落札方式)とする。
本入札説明書4(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額をメール、電話等及び電子調達システムの落札通知書により通知するものとする。
- (3) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 支払条件

別紙一7の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ヘルプデスク 0570-000-683
 - ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (3) 違約金等について
落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。
- (4) 人権尊重への取組
入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (5) 再委託を予定している者の取り扱い
業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。
なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。
- (6) 入札公告の取消
支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することができる。
- (7) 臨機の措置
自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎様式等

- ・別紙－1 入札書作成様式
- ・別紙－2 委任状作成様式
- ・別紙－3 紙入札方式による参加理由書
(紙での入札参加をする場合のみ必要)
- ・別紙－4 競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について
(電子調達システムで入札参加をする場合であって、かつ別紙－6の競争参加資格等確認関係書類を紙によって提出する場合のみ必要)
- ・別紙－5－1 一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)
(兼 競争参加資格等に係る申立書)
- ・別紙－5－2 一般競争入札参加申込書(紙入札用)
(兼 競争参加資格等に係る申立書)
- ・別紙－6 提出書類(競争参加資格等確認関係書類)について
- ・別紙－7 契約書(案)
- ・別紙－8 誓約書作成様式
- ・別紙－9 保険料納付に係る申立書
- ・別紙－10 入札辞退届作成様式
- ・別紙－11 入札書封筒記載例
- ・別紙－12 直営店又は代行給油可能特約店一覧
- ・別紙－13 自己申告書
- ・別冊 仕様書

入札スケジュール等一覧

調達件名 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

1 調達スケジュール

公告期間(説明資料交付期間) : 令和7年2月7日(金) から 令和7年2月27日(木)
(12 日)

参加申込書等受付期間 : 令和7年2月7日(金) から 令和7年2月27日(木)
※最終日は 17時00分 まで

入札書提出期間 : 令和7年2月7日(金) から 令和7年2月27日(木)
17時00分 まで

競争入札執行(開札)日時 : 令和7年2月28日(金) 10時00分
会場 : 滋賀労働総合庁舎 4階 共用会議室

2 本調達の問い合わせ先

滋賀労働局総務部総務課会計第一係 担当 : 戸高
〒520-0806 大津市打出浜14-15
TEL : 077-522-6647

入札書

一金

(消費税抜きの金額を記載すること。)

但し、令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入 にかかる代金として

入札説明書の内容について承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人による入札の場合は、下記に記名が必要です。)

代 理 人

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注意) 入札金額については、賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。
「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入 入札内訳書

品目	予定数量①	契約単価②	金額①×②
レギュラーガソリン	11,413 ^{リットル}		

※②は小数点以下2位まで記載すること。

所在地
商号または名称
代表者

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

委任者

所在地
名称
代表者

下記に係る権限について下記の者を代理人と認め委任します。

記

調達案件 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

- 委任事項
- 入札及び見積もりについて
 - 入札に係る諸届出について
 - 契約締結について
 - 代金の請求及び受領について
 - 保証金の納付並びに還付請求及び受領について
 - 開札の立ち会いについて

受任者 住所又は所在地
商号又は名称
代理人の職・氏名

※ 委任事項については、該当項目にチェックを行うこと。

令和 年 月 日 別紙 一 3

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人

紙入札方式による参加理由書

下記の案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札での参加を希望します。

記

- 1 入札案件 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日 別紙 一 4

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人

競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について

下記の案件に係る競争参加資格等確認関係書類については、令和 年 月 日
紙媒体により提出いたします。

記

入札案件 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

一般競争入札参加申込書(電子調達(入札)用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

なお、この申込書(申告書)に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

- 入札案件名 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(競争参加資格等に係る申し立て)
 - 令和04・05・06年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)における参加資格。
※写しを提出すること。
業務の種別() ()等級
 - 現在、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもない。
はい ・ いいえ
 - 直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がない。
はい ・ いいえ
 - その他の入札参加資格を全て有している。
はい ・ いいえ
 - 契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告する。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応する。
はい ・ いいえ
 - 最低賃金法で定める最低賃金(毎年10月頃の改定により最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金)を超える額を労働者に支払うこと。
はい ・ いいえ

一般競争入札参加申込書(紙入札用)

(兼 競争参加資格等に係る申立書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長塩田 恵次 殿
住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく下記により申し込みいたします。

なお、この申込書(申告書)に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

● 入札案件名 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

● 競争に参加する者に必要な資格に関する事項(競争参加資格等に係る申し立て)

- 令和04・05・06年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)における参加資格。
※写しを提出すること。
業務の種別() ()等級
- 現在、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもない。
はい ・ いいえ
- 直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がない。
はい ・ いいえ
- その他の入札参加資格を全て有している。
はい ・ いいえ
- 契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告する。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応する。
はい ・ いいえ
- 最低賃金法で定める最低賃金(毎年10月頃の改定により最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金)を超える額を労働者に支払うこと。
はい ・ いいえ

● 事業所情報

1	事業所名・代表者(役職)	
2	所在地・郵便番号	〒
3	代表者電話番号	
4	担当者所属名称・氏名	
5	担当者所属所在地	〒
6	担当者電話番号	
7	担当者メールアドレス	

※1~7まで漏れなく記入すること。
※代理人で参加する場合には、委任状を添付すること。

提出書類（競争参加資格等確認関係書類）について

調達件名：令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

●参加申込書等受付期限までに提出いただくもの

受付期限
令和7年2月27日(木)

	提出書類	電子 調達	紙入札	備考
A 当局の調達に共通する書類				
1	一般競争入札参加申込書（電子調達（入札）用） （兼 競争参加資格等に係る申立書）	○		別紙-5-1
2	一般競争入札参加申込書（紙入札用） （兼 競争参加資格等に係る申立書）		○	別紙-5-2
3	紙入札方式による参加理由書		○	別紙-3
4	競争参加資格等確認関係書類の紙による届出について	※	※	別紙-4（注）
5	一般競争入札（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査 結果通知書（写）	○	○	令和04・05・06
6	誓約書	○	○	別紙-8
7	自己申告書	○	○	別紙-13
8	全役員の氏名・生年月日が明らかとなる資料	※	※	法人のみ（任意様式）
9	保険料納付に係る申立書	○	○	別紙-9
B 本調達で特に必要となる書類				
	直営店又は代行給油可能特約店一覧	○	○	別紙-12

※電子調達システムを利用する場合は、「証明書・提案書等提出画面」で提出書類を添付してください。添付するファイルの形式（拡張子）は「.bmp」「.jpg」「.pdf」のいずれかとします。

（注）電子調達システムで入札参加をする場合であって、かつ別紙-6の競争参加資格等確認関係書類を紙によって提出する場合のみ必要です。

●入札書提出期間中に提出いただくもの

提出期限
令和7年2月27日(木)

	提出書類	電子 調達	紙入札	備考
1	入札書（別紙-1）		○	
2	入札金額内訳書（別紙1-2）	○	○	
3	委任状（別紙-2）		○	

※電子調達システムを利用する場合は、「入札書提出画面」で添付してください。

※紙入札の場合は、入札書と（入札金額内訳書）を封筒に封入し、委任状は封入せずに提出してください。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 (以下「甲」という。) と **法人名 役職名 代表者名** (以下「乙」という。) は、令和 7 年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入 について、下記条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第 1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、**別添 1** 仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第 3 条 契約単価は、**別紙 2** のとおりとする。

2 購入予定数量は、仕様書のとおりとする。

3 乙は、第 1 項の単価に納入した数量及び役務の提供をした回数に乗じた額に、消費税を乗じて得た額をもって、甲に対して代金の支払いを請求するものとする。

4 第 3 項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) 第 2 8 条第 1 項及び同法第 2 9 条並びに地方消費税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 7 2 条の 8 2 及び同法第 7 2 条の 8 3 の規定に基づくものとする。

(契約保証金)

第 4 条 この契約の保証金は、免除する。

(履行期間及び場所)

第 5 条 この契約の履行期間及び場所は**仕様書**のとおりとする。

(費用負担)

第 6 条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第 7 条 乙は、業務の全部を第三者 (乙の子会社 (会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社を言う。) を含む。) に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、**様式 1** により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 5 0 万円未満の場合は、このか

ぎりでない。

- 3 乙は業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再受託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

- 第8条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第7条第2項ただし書に該当する場合を除き、**様式2**の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、再委託先またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、または行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（履行体制）

- 第9条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号または名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した**様式3**の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は**様式3**の履行体制図に変更があるときは、速やかに**様式4**により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
 - （1） 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - （2） 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - （3） 契約金額の変更のみの場合。
 - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（遅滞料）

- 第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（納期の無償延期）

- 第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にか

かわらず、遅滞料を免除することができる。

(監督)

第12条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(業務の完了検査)

第13条 甲は、乙から物品の納入・役務の提供を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。乙は、甲の検査に合格しなかったときには、仕様書及び甲の指示に従い、乙の責任においてこれを補正しなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする

3 乙の行った物品の納入・役務の提供が原因であると甲が判断した車両の不具合は、当該物品または役務が原因でないことを証明できる場合を除き、速やかに無償で不具合の解消を行うこと。(契約期間終了後も同様とする。)

(契約金額の請求及び支払い)

第14条 乙は、前条の検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を「官署支出官 滋賀労働局長」あてに作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責めに帰する事由により前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間満了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、またはその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第19条 甲はいつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

2 次の各号の一に該当するときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(5) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(危険負担)

第20条 天災その他不可抗力または甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙の責に帰する事由により損害を受けたときは、乙にその損害を賠償させることができる。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第19条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。)

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号または第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後に請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第24条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない

（属性要件に基づく契約解除）

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし保障することは要しない。

- 2 乙は、甲は第25条、第26条及び第28条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第31条 甲は、第13条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(法令遵守)

第32条 請負業者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第33条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第35条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10

0分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第36条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市打出浜14-15
支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 塩田 恵次

乙 住所
法人名等
役職名 代表者名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

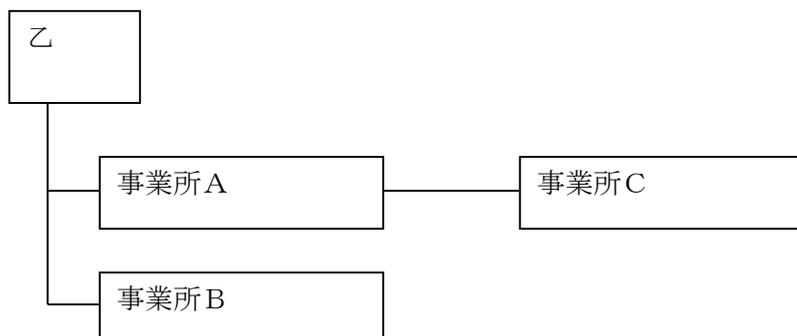
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（本件契約業者が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	大津市〇〇・・・		
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 殿

(契約業者名称)
(代表者氏名)

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

契約単価

(税抜)

令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入に係る契約単価

誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

委任者

所 在 地

名 称

代 表 者

この度下記調達案件につきご辞退申し上げます。

記

調達案件 令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入

入札書封筒記入(例)

※長3サイズの封筒を使用してください

表

支出負担行為担当官	滋賀労働局総務部長	塩田 恵次 殿
令和7年2月28日	開札	
令和7年度 滋賀労働局における官用車のガソリン購入に係る入札書	在中	
株式会社〇〇〇〇〇〇〇		

裏

直営店又は代行給油可能特約店等一覧

下記指定場所から半径5km以内の直営店または代行給油できる特約店等の販売店は、次のとおりです。

	指定場所	直営店又は代行給油できる特約店等の販売店の名称及び住所
1	滋賀労働局・大津労働基準監督署・大津公共職業安定所 (〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎)	
2	大津公共職業安定所 高島出張所 (〒520-1214 滋賀県高島市安曇川町末広4丁目37)	
3	長浜公共職業安定所 (〒526-0032 滋賀県長浜市南高田町辻村110)	
4	彦根労働基準監督署および彦根公共職業安定所 (〒522-0054 滋賀県彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎)	
5	東近江労働基準監督署 (〒527-8554 滋賀県東近江市八日市緑町8-14) 東近江公共職業安定所 (〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町11-19)	
6	甲賀公共職業安定所 (〒528-0031 滋賀県甲賀市水口町本町3丁目1-16)	
7	草津公共職業安定所 (〒525-0027 滋賀県草津市野村5丁目17-1)	

※指定場所から半径5km以内に直営店が複数店舗ある場合は、すべて記入するものとし、直営店がない場合は、指定場所から最も近い代行給油ができる特約店の販売店を1店舗記載すること。

支出負担行為担当官
滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

所在地
商号または名称
代表者

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

支出負担行為担当官

滋賀労働局総務部長 塩田 恵次 殿

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者

仕様書

令和7年度 滋賀労働局における自動車用揮発油（レギュラーガソリン）の購入
（単価契約）

記

1 調達品名 自動車用揮発油（レギュラーガソリン）

（品質はJ I S 2号規格を満たすものとする。）

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 予定数量

総量 11,413 L

なお、官署及び車両ごとの予定数量は別紙1「給油量見込及び対象車両一覧表」を参照すること。また、上記予定数量は1年間の見込数量であり、車両の使用状況その他天候などの環境要因により増減するものであるため、購入数量を約束するものではない。

4 納入場所

納入場所は、別紙1「給油量見込及び対象車両一覧表」各署所の所在地を中心とする、半径5km以内の地域で、同一価格で給油が可能な給油所を最低1か所以上確保すること。

なお、給油所は直営、非直営、系列、セルフ、代行給油できる特約店等の販売店など形態は問わない。ただし、有料道路の給油所については除くものとする。

5 給油カード

給油カードは、以下の要件をすべて満たすものとし、落札決定後速やかに別紙1「給油量見込及び対象車両一覧表」に掲げる車両ごとに発行することとする。

- （1）上記4に掲げる形態の給油所でも利用可能なものであること。
- （2）車両登録番号等が登録できる磁気カードであること。
（レンタカーについては、車両登録番号を「0000」等とし、不特定の車両に使用できるようにすること。）
- （3）入会金及び年会費が無料、かつクレジット機能を有しないものに限る。
- （4）4月1日から使用できるよう各官署あてに給油カードを送付すること。
- （5）対象車両が増加した場合、給油カードの追加発行依頼を行うこととする。受託者は依頼を受けたら直ちに作成のうえ、所属官署あて送付すること。

- (6) 万一、当局にて給油カードを紛失した場合又は磁気不良等が生じた場合は、直ちに当該カードを凍結し、新しいカードを再発行すること。

6 給油方法

給油方法は、上記4の規定する給油所において、職員が上記5に規定する給油カードを提示した上、上記1に規定する調達物品を供給すること。また、給油が完了した際には、上記4の規定する給油所の販売員は、給油伝票を交付すること。

7 代金の請求方法及び支払方法

全給油所の当月の給油分を末日締め、原則、翌月に請求すること。

請求書は、官署・品目・カード毎の内訳が分かるよう作成し、滋賀労働局総務課会計1係あて提出すること。

請求書の様式は任意とするが、法人名・住所・代表者名を記載し、宛名を「官署支出官 滋賀労働局長」とすること。

当局において適正な請求書を受理した日から30日以内に銀行振込により支払いを行うこととする。

8 単価について

1年間を通して一定の金額とする。

ただし、経済情勢による価格変動が予測されることから、受託者の申し出により、毎月末日までに翌月分の単価を当局と協議した上で、契約単価を変更することができる。

変更する契約単価は、経済産業省資源エネルギー庁より毎月第3水曜日（第5水曜日まである月については第4水曜日、第3水曜日が祝日等により公表する曜日が前後する場合は、その代わりに公表される日とし、公表する曜日が変更になり水曜日ではなくなった場合は、変更後の曜日とする。）に発表される「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」において、滋賀県のレギュラーガソリンの価格が前回契約単価と比して1円以上変動した場合に変更する。また、変更後の税抜単価は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで求めたものを用いることとする。

なお、契約単価は、店頭価格から消費税及び地方消費税額（以下「店頭価格(消費税抜き)」という。）を除いた価格から、原契約単価と令和7年2月26日（水曜日）発表の店頭価格(消費税抜き)との差額を引いた価格を超えることができない。

※5月の単価については、開札時点の経済産業省資源エネルギー庁の発表単価（今回の場合は令和7年2月26日（水）時点）と令和7年4月の第4水曜日時点（令和7年4月23日（水）時点）の発表単価を比較して決定することとする。

以上

令和7年度 給油量見込及び対象車両一覧表

別紙1

施設名称	郵便番号	住所	給油量見込	対象車両台数	車両内訳		
滋賀労働局 総務部	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4F	4,241ℓ	10台	リース車:3台		
滋賀労働局 労働基準部	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5F			N-WGN	リース車	
滋賀労働局 職業安定部	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5F			プリウスα	リース車	レンタカー
滋賀労働局 職業安定部 対策課	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5F			レンタカー		
滋賀労働局 雇用環境均等室	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4F			フィット		
大津労働基準監督署	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3F	1,628ℓ	3台	カローラ	N-WGN	ekワゴン
大津公共職業安定所	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎2F	338ℓ	2台	リース車:2台		
大津公共職業安定所高島出張所	〒520-1214	滋賀県高島市安曇川末広4丁目37	90ℓ	1台	リース車		
長浜公共職業安定所	〒526-0032	長浜市南高田町字辻村110	602ℓ	2台	リース車	レンタカー	
彦根労働基準監督署	〒522-0054	滋賀県彦根市西今町58-3 3F	1,077ℓ	3台	フレアワゴン	ノート	レンタカー
彦根公共職業安定所	〒522-0054	滋賀県彦根市西今町58-3 1F	494ℓ	3台	ステーションワゴン	リース車	レンタカー
東近江労働基準監督署	〒527-8554	滋賀県東近江市八日市緑町8-14	1,073ℓ	3台	N-WGN	リース車	レンタカー
東近江公共職業安定所	〒527-0023	滋賀県東近江市八日市緑町11-19	657ℓ	3台	リース車	レンタカー:2台	
甲賀公共職業安定所	〒528-0031	滋賀県甲賀市水口町本町3丁目1-16	488ℓ	3台	リース車:2台	レンタカー	
草津公共職業安定所	〒525-0027	滋賀県草津市野村5丁目17-1	725ℓ	4台	マーチ	リース車	レンタカー:2台
合計(予定数量)			11,413ℓ	37台			